

平成29年7月29日

各所属団体会員登録事務担当者 様

栃木県スキー連盟総務本部長

2018年度SAJ会員・競技者・資格者登録事務について

日ごろから、本連盟の運営につきましてご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、SAJ会員・競技者・資格者登録事務が一括Web登録となりました。また、会員登録しない有資格者の資格も抹消となるなど、SAJが公益財団法人として厳しい管理をされることから、登録事務についてもきちんとした管理が求められています。

県連では、各クラブ、協会から紙ベースで提出された会員登録票を、事務局員が事務所からWEB入力し登録事務を実施していますので、担当者におかれましては、登録者の記入に際し、登録する会員が明確にわかるようにマーキングの上送付されますようお願いいたします。

先日のSAJ登録事務担当者会議での、会員登録に係る大幅な改定等はありませんが、下記及び「加盟団体事務担当者登録事務説明会」資料をご覧のうえ、登録事務に支障のないよう処理をお願いいたします。

また、併せて、最新の総務関係事務の様式を同封していますので、昨年度のものは廃棄し、今後は同封の様式で送付されますようお願いいたします。県連ホームページにも8月中旬までには掲載します。

<会員登録事務>

- ① SAJ会員登録の用紙により、会員登録と同時にSAJ・FISの競技者登録を行います。送付される会員登録の用紙で競技者登録ができる様式になっていますので、SAJ会議資料を参考に会員登録表（競技者登録）の作成をお願いします。
- ② 競技者登録を事前にされている方の登録用紙は「事前競技者登録済会員表」として出力されていますので確認してください。事前登録された方が、今回送付した会員登録表で競技者登録をキャンセルすることはできませんのでご注意ください。
- ③ 会員登録表に出力されている方は、現在の情報は引き継がれますので、継続のチェックをして変更部分を赤字修正のうえ提出願います。平成29年6月末までに会員登録しなかった方は、有資格者の情報等を含め、会員情報は6月末ですべて抹消され、新規会員登録となります。過去の情報の復活はできませんのでご注意ください。
- ④ 競技者情報登録を継続する場合には、9月10日（競技者登録料金改定日）までにSAJに登録処理を申し込む必要があります。なお、登録料は変更になりますが、9月10日以降でも競技者登録を含む会員登録は可能です。

- ・ 「継続会員登録表」により会員登録される方（競技者登録がない方）は、今までと同じように、会員登録・資格者登録のみを行います。
 - ・ 「新規会員（移籍入会を含む）登録表」は、新規会員の登録に使用します。□新規又は□移籍のボックスにチェックを入れてください。
 - ・ 事後登録（競技者登録を会員登録完了後に追加する場合）、変更届（競技者登録済の方で登録内容を変更する場合、期間外移籍（所属団体の移籍）については、10月以降の受付になります。
- ⑤ 資格者情報の会員登録表の各種資格欄は、カテゴリ別に登録されています。カテゴリ内の資格の一部を返上する場合には、この会員登録表ではなく別途申請書が必要になります。
- ・ 競技資格で指導員のカテゴリには「競技運営指導員」「競技技術指導員」が含まれます。会員登録表で競技の「指導員」を削除してしまうと、両方の資格が削除されてしまいます。たとえば「競技運営指導員」のみ返上したい場合は、別途申請が必要です。
 - ・ 教育関係の資格も同様です。「指導者」のカテゴリには「指導員」「準指導員」「クロスカントリースキー指導員」等複数の資格が含まれます。会員登録表で教育の「指導者」を削除すると、カテゴリに含まれるすべての資格が返上されてしまいますので、その中の1つを返上する場合には、別途申請が必要です。
 - ・ 資格を返上しない場合には、これらの作業は必要ありません。また、カテゴリに含まれる各種の資格については、「会員登録関係書類の記載説明と用語の定義」2ページを参照してください。
- ⑥ 認定指導員、SATスキーインストラクターは、県連の資格として継続しています。県連管理となりますので、別紙により登録者氏名とスキー共済に加入の場合は必要事項を記入して送付願います。会員登録は今まで同様に手続きをして下さい。
- ⑦ 会員証再発行申請は有償です。申請と同時に手数料を納入してください。